

平成 31 年 3 月 25 日



協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約 3,900 万人、うち長野支部では約 65 万人が加入しています。

長野県商工会議所連合会 全国健康保険協会長野支部  
「企業の健康経営促進に向けた相互連携に関する協定書」  
調印式の開催について

全国健康保険協会長野支部では、長野県商工会議所連合会と「企業の健康経営促進に向けた相互連携に関する協定」を締結することとし、その調印式を以下により行います。

報道関係の皆様におかれましては、ぜひ、調印式にお越しいただき、当日の様子を各種報道等でお取りあげいただきますようお願いいたします。

なお、本件に関する取材等は、調印式終了後に対応させていただきますのでご了承ください。

1. 日時・会場

日時・・・平成31年4月1日(月) 午前11時00分～

会場・・・長野商工会議所ビル4階 特別会議室(長野市七瀬中町 276)

2. 出席者

北村 正博 長野県商工会議所連合会 会長

清水 昭 全国健康保険協会長野支部 支部長

3. 本協定による連携・協力事項

(1) 健康経営の周知・広報に関すること

(2) 健康経営の普及促進にかかるセミナー等の開催に関すること

4. 取材について

事前連絡は不要です。当日、直接会場へお越しく下さい。

(撮影のほか、担当者による概況説明、質疑応答の時間を設けます。)

【お問い合わせ先】

〒380-8583 長野市南長野西後町 1597-1 長野朝日八十二ビル 8 階

全国健康保険協会長野支部 企画総務グループ 久保敷

TEL:026-238-1251 FAX:026-238-1257

---

長野県商工会議所連合会 全国健康保険協会長野支部

「企業の健康経営促進に向けた相互連携に関する協定」

調印式 次第

日時：平成31年4月1日（月）午前11時00分から

場所：長野商工会議所ビル4階特別会議室

（長野市七瀬中町276）

1. 開会
2. 協定締結の概要説明
3. 出席者の紹介
4. 協定書調印
5. 長野県商工会議所連合会 会長挨拶
6. 全国健康保険協会長野支部 支部長挨拶
7. 記念撮影
8. 質疑応答
9. 閉会

長野県商工会議所連合会 全国健康保険協会長野支部

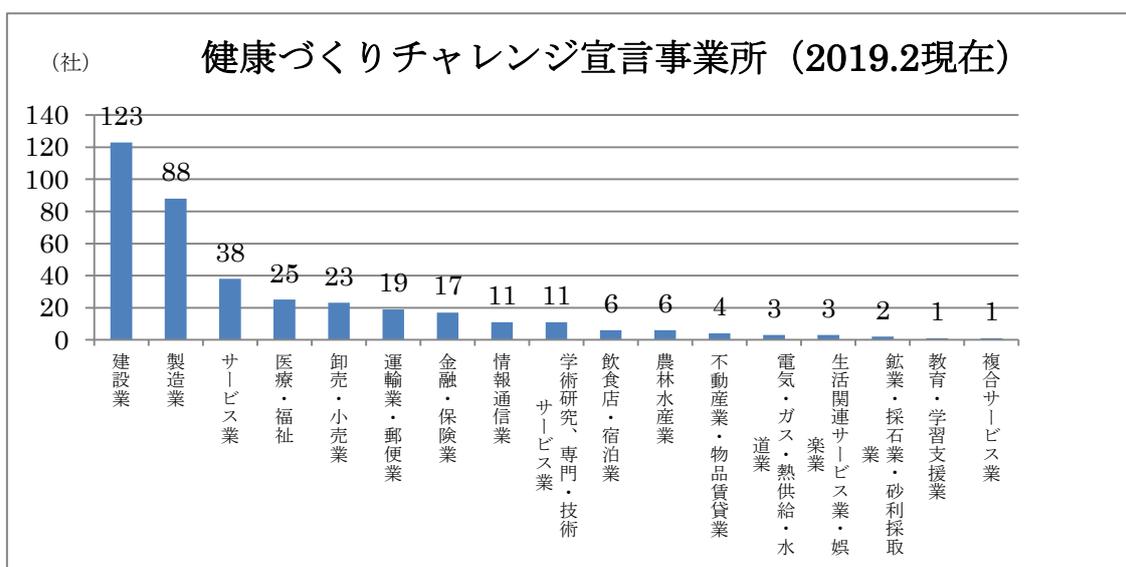
「企業の健康経営促進に向けた相互連携に関する協定」

調印式 出席者

団体名	役職	氏名
長野県商工会議所 連合会	会長	北村 正博 (きたむら まさひろ)
	専務理事	岡澤 忠博 (おかざわ ただひろ)
全国健康保険協会 長野支部	支部長	清水 昭 (しみず あきら)
	企画総務部長	中井 康裕 (なかい やすひろ)

## 協定締結の背景

1. 全国健康保険協会長野支部では、事業主の皆様へ、事業所全体で健康づくりに取り組むことを宣言し実施することで、心身ともに元気な職場〈健康企業〉を目指す「健康づくりチャレンジ宣言」を勧めています。初年度(2014年度)は32社だった登録事業所数は2019年2月末時点で381社と大幅に増えています。
2. 商工会議所では、2017年に長野商工会議所及び松本商工会議所において企業担当者へ健康経営アドバイザー研修を実施するほか、東京商工会議所認定の健康経営アドバイザーの資格を持つアクサ生命保険株式会社(商工会議所共済事業の幹事会社)社員を中心として会員企業へ健康経営を進めています。
3. 商工会議所と全国健康保険協会長野支部とは、松本商工会議所、松本市勤労者共済会、松本大学、松本市、全国健康保険協会長野支部との5者による「企業の健康経営促進に関する連携協定」締結や、伊那商工会議所女子会プロジェクトによる健康経営トライアル事業への参画などこれまでも連携して事業を行っています。また、松本商工会議所、伊那商工会議所及び須坂商工会議所は事業所として「健康づくりチャレンジ宣言」にエントリーしており、自らの健康経営の取り組みを会員企業に発信しております。
4. 日本健康会議が認定する「健康経営優良法人認定制度」の認定企業数が、初回(2017年)の6社から2019年には91社となっており、長野県内で健康経営を実践している企業が増えてきています。
5. 健康経営には事業主の理解と協力が必要であり、長野県内全域で健康経営を普及・推進させるため、県内約34,000事業所が加盟している県下18商工会議所の連合体である長野県商工会議所連合会と本協定を締結するものです。



## 企業の健康経営促進に向けた相互連携に関する協定書

一般社団法人長野県商工会議所連合会（以下「甲」という。）と全国健康保険協会長野支部（以下「乙」という。）は、協力及び連携して企業における健康経営を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、企業に対し健康経営の周知・広報等を行い、企業における健康経営を普及・推進させ、従業員とその家族の健康増進を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号の事項について協力・連携して事業を行う。なお、甲の事業活動においては、長野県内各地商工会議所及び商工会議所共済事業の幹事会社であるアクサ生命保険株式会社と連携を図るものとする。

（1）健康経営の周知・広報に関すること。

（2）健康経営の普及促進にかかるセミナー等の開催に関すること。

（3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の個人情報等を漏洩し、目的外に使用し、又は相手方の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は本協定の有効期間満了後も有効とする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

### （変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、本協定の内容を変更することができる。

### （解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を申し出たときは、協議の上、本協定を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が法令及び協定のいずれかに違反していることが判明した場合は、本協定を解除することができる。

### （疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

2019年4月1日

甲 一般社団法人 長野県商工会議所連合会 会長 北村 正博  
乙 全国健康保険協会長野支部 支部長 清水 昭

～調印式当日の様子～



左から、中井企画総務部長、北村会長、清水支部長、岡澤専務理事



北村会長

清水支部長